

中野地域職業訓練センターコワーキングスペース利用規約

本利用規約は、職業訓練法人中高職業訓練協会（以下「当協会」といいます。）が運営するコワーキングスペース（以下「当施設」といいます。）の会員が、当施設の利用及び当施設において当協会が提供するサービスを受けるにあたり必要な事項を定めたものです。本利用規約の内容をご確認いただき、遵守いただきますようお願いいたします。

第1条（利用目的）

当施設は、「中野地域職業訓練センターコワーキングスペース利用規約」（以下「利用規約」といいます。）で定める会員がワークスペースとして利用する目的、及び当協会が実施する各種講座を修了された会員が業務を行う場所として利用する目的としています。

第2条（会員）

1. 会員とは、利用規約に同意の上、利用規約に定める所定の手続きを行い、当施設を利用する個人または法人をいい、社会の方が対象です。（高校生は利用不可）なお、同伴者等の無断利用はお断りさせていただきます。
2. 会員は利用形態により以下のとおり分類し、利用に伴い有する権利を第三者へ貸与・譲渡することはできません。
 - ① 月額会員（フルタイム）
 - ② 月額会員（平日のみ）
 - ③ 月額会員（週末のみ）
 - ④ ビジター会員（終日・半日・貸切）
3. 会員登録においては、入会申込書を作成することし本人確認書類の写しを提出する必要があります。登録情報に変更が生じた場合、電子メールにて変更後の登録情報を速やかに届け出てください。
4. 月額会員においては、翌月の登録延長が必要な場合のみ電子メールにて更新を届け出てください。届け出がない場合は未更新となり再度利用を希望された場合あらためて月額会員への登録が必要となります。
5. 利用希望者は所定の手続きで入会申込を行えますが、当協会の判断により審査を行い承諾しない場合や、会員登録後に契約解除を行う場合があります。
6. 上記いずれの会員において、祝日及び12月29日～1月3日は利用することができません。

第3条（利用料金）

1. 各会員の当施設利用料金は以下のとおりです。

	利用形態	利用時間	登録料	利用料金	支払い方法	
月額会員	フルタイム	9:00～21:00	1,000円	月額10,000円	振込 (前払)	
	平日のみ	平日9:00～21:00		月額7,000円		
	週末のみ	土日9:00～21:00		月額4,000円		
ドロップイン会員	終日利用	9:00～21:00	不要	1,500円	現金 (前払)	
	半日利用	午前		9:00～12:00		500円
		午後		13:00～17:00		500円
		夜		18:00～21:00		500円
	貸切	9:00～21:00		10,000円		
修了生	平日の午前午後	平日9:00～17:00	1,000円	年額10,000円	振込 (前払)	

2. 月額会員の「月」とは毎月1日からその月の最終日までの期間とし、前月末までに利用形態に応じた利用料金を支払うものとします。月の途中で利用を開始する場合は開始日からその月の最終日までの期間を日割り計算して利用料金とします。
3. 月額会員として利用した場合、月の途中で利用形態の変更はできません。
4. 貸切利用については月額会員の方も別途利用料がかかります。
5. 当協会実施講座の修了生は、平日の午前午後のみの利用とし、年額の利用料金がかかります。
6. ドロップイン会員の利用において土日祝日の利用の場合、利用料金は前払いとなりますが領収書は後日送付となります。

第4条（利用申込）

1. 月額会員での利用を希望する場合、まず当協会ホームページの入会申込フォームから必要事項を入力の上申込をおこなっていただき、審査の結果を電子メールにてご連絡します。
2. 月額会員、ドロップイン会員での利用を希望する場合は、土日祝日を除く3営業日前までに当協会ホームページの利用申込フォームから必要事項を入力の上申込を行っていただきます。この際、実際に利用する時間と使用機器などを事前に確認させていただきます。
3. 入会及び利用申込は、土日祝日を除く平日の9時～17時30分の間をお願いします。
4. 利用をキャンセルする場合は、土日祝日を除く3営業日前までに電子メールにてご連絡をお願いします。ドロップイン会員については、連絡が無くキャンセルとなった場合、利用料金が発生します。

第5条（利用方法）

1. 利用者は、所定の方法で申込手続きをおこなった後、利用を開始できます。
2. 当施設は、会員のワークスペースとして場所の提供をおこないますが、共有スペースでおこなえる業務の範囲での利用とし、PC以外の機材や各種機器等の持ち込みはご遠慮願います。
3. 当施設は個室を完備しておらず、録音などの音声を取り扱う業務には適しておりません。
4. 利用者は、当施設の他に駐車場、トイレ、給湯室、休憩所（ロビー）喫煙所を使用できます。
5. 利用者のための什器、家具、文具、雑貨、書籍類等の備品は、当施設内において利用可能で、当施設の外に持ち出すことは不可とします。
6. 忘れ物は保管の後、経過日数や内容により、当施設判断で処分・撤去等の処置をします。
7. 利用者は、以下の事項を厳守し、当施設が共同スペースであることを認識し常識的な範囲での使用をお願いします。遵守事項に反した行動があった場合は当協会の判断で利用をお断りさせていただきます。
 - ・喫煙、飲酒、その他、出会いを目的とした利用や勧誘など迷惑行為全般は不可とします。
 - ・居住、宿泊、睡眠を目的とした利用は不可とします。
 - ・飲み物（蓋のあるもの）の持ち込みは可能です。
 - ・汚してしまった場合には、他の利用者が気持ちよく使用できるよう、十分な清掃をおこなってください。（掃除用具はございます）
 - ・ゴミは必ず持ち帰るものとします。
 - ・サービス内容は変更することがあり、この場合、当施設は事前に利用者に告知します。

第6条（機器設備）

1. 当施設設置の機器類は以下のとおりです。

機 器	仕 様	個 数	備 考
PC（デスクトップ）	Windows 27 ㇻ office Illustrator	1	空き状況を事前に確認してください。
	iMac 27 ㇻ office Illustrator	1	
タブレット	iPad 10.2 ㇻ	1	
	YOGA tablet2 10.1 ㇻ	5	
Wi-Fi	フリーWi-Fi	—	
プリンター	～A3 カラー	1	
プロジェクター	スクリーン備付	1	
Web カメラ・マイク・スピーカー	Zoom 等で使用	各 2	貸切での使用限定

2. 各種機器は当施設内のみで利用をお願いします。（貸出、持出は厳禁）
3. 機器設備の損傷、汚損などが発生した場合は、修理費・復旧費は当協会が算定する費用をご負担いただきます。

4. 持込可能な機器はノート PC、タブレット等の軽微な機器とさせていただきます。
5. プリンターを使用した場合は、用紙 1 枚につき白黒印刷 10 円、カラー印刷 50 円を徴収させていただきます。利用終了後に事務局にて清算をお願いします。
6. 当施設設置の PC、タブレット等においては、アプリケーションのインストールはご遠慮願います。また、USB などの外部記憶装置から各種データを取り扱った場合は PC 内部にデータが残らないよう対応願います。
7. 当施設設置の PC、タブレット等を使用した際にインターネットに接続しサイトにアクセスした履歴や、ログイン ID、パスワードなどは端末へ保存しないなど、個人情報の取り扱いにご注意願います。

第 7 条（インターネット環境提供サービス）

1. 会員が、当協会が提供するインターネット接続サービスを利用する場合、以下のトラブル等については、当協会は一切の責任を負わないものとします。
 - ・インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - ・インターネット上のエラーや不具合
 - ・インターネットの利用不能により生じた損害
 - ・インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい 等
2. 当協会が必要であると認める場合や、メンテナンス等やむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止する場合があります。

第 8 条（その他注意事項）

1. 中野地域職業訓練センターは中野市所有施設であり当協会が指定管理を受け管理運営を行っております。よって中野市の判断にて中野地域職業訓練センターが閉館する場合等は当施設も利用ができない場合があります。
2. 防犯上、当施設に防犯カメラを設置・録画していることをご了承ください。
3. 当施設は、住所利用サービスをおこなっておらず、郵便物の受取等のサービスはございません。また、当施設を住所として登記等することはできません。
4. 会員は、当施設利用に関して以下の行為をおこなわないものとします。
 - ・周囲に対する迷惑・有害・暴力等を行う行為
 - ・設備の破損・破壊・盗難等を行う行為
 - ・風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、またはそれらに類すると判断される情報を発信する行為
 - ・反社会的、暴力的、猟奇的な情報の発信をする行為
 - ・マルチ商法及びそれに関する事業や投資商材の販売行為
 - ・政治活動及び宗教活動に関する活動行為
 - ・当協会または第三者の運用する PC 等に支障を与える行為、またはその恐れのある行為
 - ・暴力団等の反社会的勢力による不当な行為、犯罪によって得た収益の出所等隠蔽する目的で

行うマネーロンダリング等、その他違法行為を補助、教唆、助長する行為

5. 前号のいずれかに該当する違反により当協会が被った損害にかかる賠償請求は妨げないものとします。

令和2年10月 20日 施行

長野県中野市大字中野 1457-1
(中野地域職業訓練センター)
職業訓練法人 中高職業訓練協会